上記「事業内容」について、

## 令和2年度地域少子化対策重点推進事業実施計画書(市町村分)

和歌山県 都道府県名 市 町 村 名 和歌山市 自治体コード: 302015 所要見込額 事 業 名子ども子育て応援事業 5,400 千円 ※(注)1 実 施 期 間 交付決定日 令和3年3月31日 本市の出生数は過去10年間、3,000人前後で推移しているが、平成30年の合計特殊出生率は1.49と人口を維持する ために必要とされている2.07を下回っている。一方で、市民アンケートによる理想とする子供の数は平均で2.28人となっており、これを阻害している要因も解消が求められている。 地域の実情と課題にれま そこで「和歌山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」ため、 での市町村における少子化対策の 結婚の支援、妊娠・出産・子育てに関する不安・負担を軽減する取組や男性の育児参加を促し子育てしやすい職場環 取組全体及びその効果検証等から 境づくりを推進している。 浮かび上がった地域の実情と課題に しかし、平成31年度結婚新生活支援事業補助金申請時のアンケートでは結婚にあたって経済的不安があったと答え ついて記述) ※(注)2 た方が80%以上あり、引き続き若い世代の結婚を後押しするための経済的支援に取り組むことが、結婚から子育てに つなげる社会づくりに資すると考えられる。 本市では、平成29年度に「第5次和歌山市長期総合計画」を策定され、10年後の将来都市像を「きらり 輝く 元気和歌 山市」と定め、それを実現するための4つの分野別目標を示している。その中のひとつである「子供たちがいきいきと育 つまち」を実現するための施策として、安心して子供を生み育てることのできる環境の整備に取り組んでいる。「結婚新 生活支援事業」は、その取組として重要な事業である。 また、平成27年10月に「和歌山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少に歯止めをかけ、将来に向かっ て活力ある和歌山市を維持するため、4つの基本目標を掲げている。その中の基本目標のひとつである「若い世代の 市町村における少子化 対策の全体像及びその |結婚・出産・子育ての希望をかなえる」の基本施策として、 1. 結婚希望の実現 中での本事業の位置付 2. 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援 け ※(注)3 3. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現を掲げている。 「結婚新生活支援事業」については1に位置付けられている。 本事業は、経済的な理由により結婚に踏み切れない男女の、婚姻に伴う新生活に係る住居のための費用を助成し、 少子化対策全体の重要 |結婚を後押しする一つとなるものと考えている。よって、「和歌山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の本事業関連評価 業績評価指標(KPI)及び 指数である婚姻数をKPIとして設定する。 定量的成果目標※(注)4 婚姻数2,100件(平成31年) ※婚姻数、婚姻率、出生数、出生率等 婚姻数: 1,819件(平成29年) 婚姻率: 5.1パーセント(平成29年) 出生数: 2,727人(平成29年) 出生率: 7.6パーセント 参考指標 ※(注)5 (平成29年) 合計特殊出生率:1.49(平成30年) 1 優良事例の横展開支援事業 所要見込額 0 千円 0 千円 (1) 結婚に対する取組 所要見込額 千円 個別事業名 所要見込額 千円 個別事業名 所要見込額 千円 個別事業名 所要見込額 千円 個別事業名 所要見込額 (2) 結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい 事業内容 0 千円 所要見込額 社会づくり・機運の醸成の取組 個別事業名 千円 所要見込額 個別事業名 千円 所要見込額 個別事業名 千円 所要見込額 個別事業名 所要見込額 千円 2 結婚新生活支援事業 所要見込額 5.400 千円 個別事業名和歌山市ハッピーウエディング事業

- (注)
  1「所要見込額」には、本交付金の対象経費支出予定額を記入すること。
  2「地域の実情と課題」には、これまでの市町村における少子化対策の取組全体及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情と課題について記載すること。
  3「市町村における少子化対策の全体像及びその中での本事業の位置付け」には、地域の実情及び課題を踏まえた、市町村における少子化対策の全体像及びその中での本事業の位置付けを記載すること。特に、本事業により、地域の課題がどのように解決されるかについて記載すること。
  4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目構とでいてには、地域の実情及び課題を踏まえ設定した、市町村の少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各市町村は少なくとも令和元年度終了時点に、各自治体において効果検証を実施し、都道府県にその結果を報告すること。
  5「参考指標」には、各市町村の婚姻数、婚姻率、出生数、出生率のほか、その他参考となる指標を記載するとともに、毎年、その推移を報告すること。
  6「上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無」は、地域少子化対策重点推進交付金との重複を排除するためのチェック欄です。(「無」が前提となります)
  7 適宜参考となる資料を添付すること。